

国総動指第9号
平成20年6月16日

社団法人高層住宅管理業協会 理事長 あて

国土交通省
総合政策局不動産課長

マンション管理の適正化について（要請）

昨年11月から概ね3ヶ月間において、マンション管理業の適正な運営を確保することを目的とした全国一斉立入検査(平成19年度)を実施したところである。なお、今回は、各地方整備局等が所管する全国のマンション管理業者のうち任意に89社を抽出し立入検査を実施した。

立入検査時においては、業務に関する法令遵守状況の確認、及び法令指導等を行ったが、是正指導を実施した業者数の割合は前回よりも増加しており、法令遵守が不徹底な状況が再度確認された。なお、今回、是正指導を実施した59業者の中には、貴協会会員であるマンション管理業者も相当数含まれていたところである。

同様の要請については、例年、全国一斉立入検査の結果を踏まえ貴協会あて行ってきたところであるが、依然として貴協会会員会社において適正化法違反が見られることは誠に遺憾である。

国土交通省としては、今回の全国一斉立入検査の結果を踏まえ、今後も、引き続き、立入検査等による法令指導體制の強化を図るとともに、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法の規定及び監督処分基準に従い、厳正かつ適正に対処して参る所存である。

貴協会においても、法令遵守のための会員指導として導入したモニタリング制度を活用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく指定法人として、より一層、社員等に対する法令遵守の徹底を図るための研修活動等を推進し、マンション管理業務全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

なお、今回の要請を受けての会員指導等の実施状況については後日報告されたい。